

対日輸出プログラムの実施状況

項目

全般的条件	<p>施設は、カナダの国内要件及び付属書Fに記された日本の追加要件を遵守して操業していなければならない。</p> <p>施設はと殺施設でなければならない。ただし、と殺施設がカッティング/脱骨などの設備を有していない場合、同系列のカッティング/脱骨施設も認定を受けることができる。</p> <p>施設がCFIAの対日輸出認定の指定を受ける前に、手順に従った認定手続きがとられなければならない。</p> <p>牛肉製品は、カナダで生まれかつ飼養された牛か、米国で生まれて輸入され、カナダにおいて育成/肥育されてと殺された牛由来でなければならない。と場直行輸入牛は対日輸出不適格である。</p> <p>牛の起源について、手順書に定めているか</p> <p>米国からのと場直行牛を受け入れている場合、適切に対日輸出用から排除しているか</p>
記録条件	カナダ産製品の生産記録は2年間保管されなければならない。
施設に対する条件	と場及びその系列の加工施設の業者は、以下を担保するための文書化された手順の作成と実施を求められる
手順書の作成と実施	<p>(1)20ヶ月以下の牛由来の製品のみが対日輸出用に処理されること</p> <p>(2)交差汚染を防ぎ、また、対日輸出品に混入することがないように、不適格部位が衛生的に除去されること</p> <p>30ヶ月齢以上の枝肉と接触していないか</p> <p>(3)牛の月齢が確認された時点から、製品が箱詰めされて適切にラベルされるかまたは枝肉が施設から出荷されるまで、ほかの枝肉や製品から容易に識別できること</p>
(管理措置の記述)	文書化された手順は、要件の遵守および、適格品が常に不適格品から容易に識別できることを担保するために実施される管理措置を明確に記述しなければならない
(手順書の記述)	<p>手順書はVICまたはIICが適当と認めるものでなければならない、モニタリング、検証及び記録保管、逸脱時の手順を含み、それらは査察可能でかつ実効性のあるものでなければならない</p> <p>手順書はCFIAの検査官がアクセスできるか</p> <p>手順書の改定について適切に従業員に周知しているか</p>
(月齢確認)(適格品の識別)	<p>手順書は、施設やCFIAの証明ニーズに応じて、以下に対応するものでなければならない</p> <p>・CFIAが適当と認める方法で牛の月齢確認が行われていること(後述)</p> <p>・月齢が確認された時点以降、20ヶ月以下の牛及び/または、その枝肉、内臓及びその他の部位が識別されていること</p> <p>小腸、胃、肝臓その他の内臓は対日輸出品とそれ以外の分別管理が適切に行われているか</p> <p>枝肉は表示等による識別は可能か</p>
(SRMの除去)	<p>・20ヶ月以下の枝肉を明確に識別する印または器具を施すこと</p> <p>・舌及びほほ肉を除く頭部、口蓋扁桃及び舌扁桃、せき髄及び硬膜、回腸遠位部、並びに背根神経節を含むせき柱を衛生的に除去すること</p> <p>せき柱及び背根神経節以外の全ての不適格部位はと畜フロアで除去されなければならない</p> <p>(頭部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 口蓋扁桃の除去方法は適切か 舌扁桃は有郭乳頭より近位が残存しないように除去されているか 舌扁桃は定められた廃棄容器に入れられているか 舌は対日輸出用とそれ以外の分別管理が適切に行われているか ほほ肉は他の頭部と接触しないように処理されているか ほほ肉は対日輸出用とそれ以外の分別管理が適切に行われているか <p>(せき髄)</p> <ul style="list-style-type: none"> せき髄除去作業後に肉眼的にせき柱管内にせき髄が残存していないか せき髄は定められた廃棄容器に入れられているか 枝肉検査はせき髄除去後に実施されているか <p>(回腸遠位部)</p> <ul style="list-style-type: none"> 除去方法は適切か 回腸遠位部は定められた廃棄容器に入れられているか <p>(せき柱)</p> <ul style="list-style-type: none"> せき柱の除去方法は適切か せき柱は予め定められた廃棄容器に入れられているか
(分別管理)	<p>・適格枝肉の部分肉加工及び脱骨が、時間的または空間的なスペースにより他の枝肉やその部分肉から分別されたロットにおいて実施されていること</p> <p>グレードチェンジなどの対日輸出用ロットの管理は適切か</p> <p>ロット間のギャップの時間は十分か、前後のロットと製品が混在していないか</p> <p>対日輸出用の枝肉のみがカット室に搬入されるよう管理されているか</p>
(ラベリング)	<p>・適格品の部分肉や内臓の入った箱は、他との区別が容易に付く方法でラベリングすること</p> <p>・ラベルは対日輸出品の処理時のみ保管庫から出されているか</p>
(枝肉の受入)	部分肉加工/脱骨、箱詰めまたは保管のために適格製品を受け入れる施設については、その受入手順
(記録保管)	・CFIAが適格品の生産や運搬の証明を行えるよう記録を保管すること

月齢確認	<p>牛肉製品の対日輸出適格性を確認するため、CCIAまたはATQのデータベースから取り出した生年月日に基づき、牛の月齢が、と殺時点で20ヶ月齢以下であると確認されなければならない。</p> <p>生体検査は1頭ずつ適切に実施されているか</p> <p>(1)月齢確認牛を搬入する場合</p> <p>受け入れ方法は適切か</p> <p>ロットが搬入、待機ベンなどで適切に分別管理されているか</p> <p>記録は適切に保管されているか</p> <p>担当者は手順に関する研修を受けているか</p> <p>(2)受入後に月齢確認を行う場合</p> <p>月齢確認の方法は適切か</p> <p>他の牛との分別管理は適切か</p> <p>記録は適切に保管されているか</p> <p>担当者は手順に関する研修を受けているか</p> <p>(3)と畜後に月齢確認を行う場合</p> <p>月齢確認の方法は適切か</p> <p>他の牛との分別管理は適切か</p> <p>記録は適切に保管されているか</p> <p>担当者は手順に関する研修を受けているか</p>
製品の由来	牛肉製品は、カナダで生まれかつ飼養された牛か、米国で生まれて輸入され、カナダにおいて育成/肥育されてと殺された牛由来でなければならない。と場直行輸入牛は対日輸出不適格である。
施設間での運搬	施設間での適格品の運搬に適用される要件 適格品が施設間で運搬される場合には付属書Jが使われなければならない。対日輸出適格品はその他の製品と分別されなければならない。
対日輸出適格性の維持	対日輸出適格性を維持しようとする施設は、リストに示す対日輸出不適格施設に由来する偶蹄類の食肉製品を有してはならない。
製品の保管	<p>適格品は、輸出証明書が要求された際に容易に識別ができるよう、パレットで他の製品と区分されなければならない。</p> <p>冷蔵庫搬入時に対日輸出製品であることを確認しているか</p> <p>製品の保管は、対日輸出品とそれ以外とが区別しているか</p> <p>出荷時に対日輸出製品であることを確認しているか</p>
研修手順の作成と実施	<p>施設の役職員の研修</p> <p>研修の責任者は誰か</p> <p>研修について手順を定めているか</p> <p>研修用の資料やカリキュラムはあるか</p> <p>マネージメント、品質管理部門、現場責任者、現場作業者等の各段階でどのように研修が行われているのか</p> <p>対日条件と他国向けあるいは国内向けとの違いについて適切に周知しているか</p> <p>研修の実施記録は保管しているか</p> <p>研修の効果を評価しているか</p>
内部監査手順の作成と実施	<p>内部監査の実施</p> <p>内部監査を実施しているか</p> <p>内部監査について手順を定めているか</p> <p>内部監査記録を確認</p> <p>内部監査を実施していない場合、どのように自己検証を行っているのか</p>
飼料規制強化への対応 (2007年7月以降、SRMを全ての動物飼料・ペットフード・肥料に使用することを禁止する飼料規制強化を実施)	<p>(SRMの回収・識別、封じ込め)</p> <p>SRMは、CFIAの認めた染料で着色され、SRMと明示された容器に入れられ、不可食製品のエリアの定められた場所に集められること</p> <p>(記録)</p> <p>SRMを施設外に持ち出す場合、施設は、毎日の記録を10年間保管しなければならない。</p> <p>SRMを含む全ての動物種の全ての不可食部分を施設内で廃棄する場合、施設は、毎日の記録を10年間保管しなければならない。</p>
CFIAの確認 (検査官の確認)	<p>要件遵守が確認できない場合、対日輸出証明書は発給されない。</p> <p>従業員が要件に適合できない場合、あるいは逸脱を改善できない場合、施設は対日輸出認定取り消しとなる。</p> <p>CFIA検査官は、対日適格品が生産される各シフトにおいて、月齢確認、SRM除去、識別・区分管理等の要件が施設の従業員によって正しく、かつ効果的に実施されていることを確認する。</p> <p>検証は適切に実施されているか</p> <p>記録は適切に保管されているか</p>
(施設への立ち入り)	<p>施設の運営状況の確認のため、各施設のVICまたはIICによる立ち入りが毎月実施される。この確認の報告書は(と畜施設の場合)RVOに提出され、RVOは報告書の懸案事項についてフォローアップする。</p> <p>RVOは、4半期に一度、施設の運営状況及びCFIAの証明手続きの確認を行う。</p> <p>立ち入りは規定に従って実施されているか</p> <p>報告書の内容に適切に対応しているか</p>